明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（厚生労働三）　一
○測量法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二）　二
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
特殊法人等
企業年金基金変更、日本弁護士連合会裁決関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五六
会社その他
会社決算公告　五六

省　令

○厚生労働省令第三号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第七条第一号、第十条第四項及び第六項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十六条第二項、第二十八条第一項及び第二項第九号、第二十九条、第三十条第三項及び第四項並びに第三十三条第一項、第二項、第三項及び第四項第二号、同法第四十三条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第三十七条、第三十九条第一項及び第二項第二号、第四十八条、第五十条、第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項並びに第五十条の八第三項並びに国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）第四条第二項、第八条及び第二十二条並びに附則第十条第二項、第十八条及び第二十二条の規定に基づき、並びに国立健康危機管理研究機構法を実施するため、国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令を次のように定める。

令和七年一月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

（子法人）

第一条　国立健康危機管理研究機構法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等であって、機構と業務を一体的に行っていると認められるものとする。

（監査報告の作成）

第二条　法第十条第四項の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　機構の子法人（法第七条第一号に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第二十七条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　法第十条第六項に規定する厚生労働省令で定める書類は、法、国立健康危機管理研究機構法施行令（以下「令」という。）及びこの省令の規定に基づき厚生労働大臣に提出する書類とする。

（服務の本旨の遂行に関する誓約）

第四条　機構の役員及び職員に任命された者は、遅滞なく、法第二十条第一項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面に署名して、任命権者に提出しなければならない。

（業務の実施状況の報告）

第五条　法第二十三条第二項の報告は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は求めに応じて、次の各号に掲げる報告先の区分に応じて当該各号に掲げる内容について行うものとする。

一　内閣総理大臣　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十五条の二第二項各号に掲げる事務に係る法第二十三条第一項各号に掲げる業務の実施状況

二　厚生労働大臣　法第二十三条第一項各号に掲げる業務の実施状況

２　法第二十三条第一項各号に掲げる業務について、内閣総理大臣又は厚生労働大臣が前項の報告の求めを行ったときには、機構は、できる限り速やかにその求めに応じて、同項の報告をするものとする。

（業務方法書の記載事項）

第六条　法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第二十三条第一項第一号に規定する感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関する研究開発に関する事項

二　法第二十三条第一項第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第二十三条第一項第三号に規定する予防及び医療に係る国際協力に関する研究開発に関する事項

四　法第二十三条第一項第四号に規定する人材の養成及び資質の向上に関する事項

五　法第二十三条第一項第五号に規定する病原及び病因の検索並びに情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項

六　法第二十三条第一項第六号に規定する収集、検査及び保管並びに開発及び普及に関する事項

七　法第二十三条第一項第七号に規定する研修、技術的支援その他の必要な支援に関する事項

八　法第二十三条第一項第八号に規定する生物学的検査、試験及び製造に関する事項

九　法第二十三条第一項第九号に規定する製造に関する事項

十　法第二十三条第一項第十号に規定する試験及び検査に関する事項

十一　法第二十三条第一項第十一号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

十二　法第二十三条第一項第十二号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

十三　法第二十三条第一項第十三号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

十四　法第二十三条第一項第十四号に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の事務に関する事項

十五　機構の建物の一部、設備、機器及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

十六　業務の委託に関する基準

十七　競争入札その他契約に関する基本的事項

十八　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第七条　機構は、法第二十八条第一項の規定により同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　機構は、法第二十八条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第八条　法第二十八条第二項第九号の厚生労働省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項及びエイズ治療・研究開発センター（血液製剤の投与によるエイズ問題に関する訴訟に係る裁判上の和解（エイズウイルスに感染した者と国との間で平成八年三月二十九日に成立した裁判上の和解をいう。）に基づく恒久的な対策として、エイズに関する診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うために機構に設置される施設をいう。）における業務の実施に関する計画とする。

一　職員の人事に関する計画

二　施設及び設備に関する計画

三　法第三十五条第一項に規定する積立金の処分に関する事項

四　その他中期目標を達成するために必要な事項

（年度計画）

第九条　法第二十九条に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

２　機構は、法第二十九条後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第十条　法第三十条第三項の報告書（以下この条において「報告書」という。）には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、同欄に掲げる事項を機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して記載するものとする。

一　事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報
一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報	二　当該業務が法第二十七条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	二　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務が法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務が法第二十七条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	三　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務が法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしなければならない。 イ　中期目標及び中期計画の実施状況 ロ　当該期間における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務が法第二十七条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、報告書を厚生労働大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（最初の理事長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第十一条　法第三十条第四項の報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、次に掲げる事項を機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して記載するものとする。

一　法第三十条第二項に規定する最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該最初の理事長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績。なお、当該業務が法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項をそれぞれ明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における中期計画及び年度計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、報告書を厚生労働大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（財務諸表）

第十二条　法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める書類は、独立行政法人会計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいう。以下同じ。）に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第十三条　法第三十三条第二項の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　法第三十三条第二項の事業報告書（第二十二条第三項において「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

四　機構の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　法第三十三条第一項に規定する財務諸表（第二十二条第三項において「財務諸表」という。）の要約

十二　財政状態及び運営状況

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

（財務諸表等の閲覧期間）

第十四条　法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

（電子公告を行うための電磁的方法）

第十五条　法第三十三条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

２　法第三十三条第四項第二号に規定する措置であって厚生労働省令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものによる措置とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十六条　機構は、法第三十六条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十七条　令第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、同項に規定する期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最終事業年度の損益計算書とする。

（長期借入金又は機構債券の償還期間）

第十八条　令第八条に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、厚生労働大臣は、施設及び設備の種類、使用期間その他の事項を勘案して、当該各号に定める期間とすることが適当でないときは、その期間を延長することができる。

一　施設　三十年間

二　設備　十年間

（償還計画の認可の申請）

第十九条　機構は、法第三十八条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第二十九条前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　国立健康危機管理研究機構債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び国立健康危機管理研究機構債券の償還の方法及び期限

四　その他必要な事項

（準用通則法第八条第三項の厚生労働省令で定める重要な財産）

第二十条　準用通則法（法第四十三条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）第八条第三項の厚生労働省令で定める重要な財産は、機構の保有する財産であって、準用通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第二十八条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上準用通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

（会計の原則）

第二十一条　機構の会計については、この省令に定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

３　独立行政法人会計基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（会計監査報告の作成）

第二十二条　準用通則法第三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　機構の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び法第三十三条第二項の決算報告書（以下この項において「決算報告書」という。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が、当該除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と、財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五　追記情報

六　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七　当該会計監査報告を作成した日

4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十三条　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものは、当該書面等に記載すべき、又は記載された事項を機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法によるものとする。ただし、同号の作成は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2　準用通則法第三十九条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、インターネットを利用する方法、機構の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法とする。

（準用通則法第四十八条の厚生労働省令で定める重要な財産）

第二十四条　準用通則法第四十八条の厚生労働省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一　土地及び建物

二　その他厚生労働大臣が指定する財産

（準用通則法第四十八条の厚生労働省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第二十五条　機構は、準用通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額

二　処分等の条件

三　処分等の方法

四　機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

（償却資産の指定等）

第二十六条　厚生労働大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2　前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第二十七条　厚生労働大臣は、機構が準用通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う政府出資等に係る不要財産の譲渡取引について、その譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第二十八条　厚生労働大臣は、機構が業務のために保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）

第二十九条　準用通則法第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　基礎研究

二　福祉に関する業務

三　研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

（離職を余儀なくされることが見込まれる機構の役職員の人数）

第三十条　準用通則法第五十条の四第二項第五号に規定する厚生労働省令で定める人数は、三十人とする。

（密接関係法人等の範囲）

第三十一条　準用通則法第五十条の四第三項に規定する営利企業等（以下「営利企業等」という。）のうち、資本関係、取引関係等において機構と密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　機構（機構により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配されている営利企業等で次条に定めるものを含む。）が他の営利企業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の営利企業等として第三十三条に定めるもの

二　準用通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日（次号において「行為日」という。）前五年間に係る営利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいずれかの事業年度において機構との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約（電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。）の総額が二千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である営利企業等にあっては、十パーセント）以上であるもの

三　行為日前五年間に、機構に対し、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）又は補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付に係る申請中の期間がある営利企業等

四　機構による立入検査（法令の規定に基づき行われるものに限る。）の対象となり得る営利企業等

（子会社の範囲）

第三十二条　前条第一号に規定する機構により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている営利企業等は、機構により意思決定機関を支配されている会社等（以下「子会社」という。）とする。この場合において、機構及びその子会社又は機構の子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、機構の子会社とみなす。

2　前項に規定する子会社とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて機構から意思決定機関を支配されていないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一　機構が会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等

二　機構が、会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有し、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合における当該会社等

イ　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ　役員若しくは職員又はこれらであった者であって、かつ、自己が会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び次条第二号ロ⑵において同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　機構が、自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（機構が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に会社等の議決権の過半数を占め、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合における当該会社等

（関連会社等の範囲）

第三十三条　第三十一条第一号に規定する当該他の営利企業等は、次の各号に掲げるものとする。

一　機構の子会社

二　機構（機構が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合として次に掲げる場合における当該子会社以外の他の会社等。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

イ　子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた株式会社、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この号において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

ロ　子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

(1)　機構の役員若しくは職員又はこれらであった者であって、かつ、自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2)　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

(3)　子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

(4)　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

(5)　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

ハ　自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占め、かつ、ロ⑴から⑸までに掲げるいずれかの要件に該当する場合

三　機構の業務の一部又は機構の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の団体であって、機構が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、その財務及び事業の方針決定を支配しているか、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの

（退職手当通算予定役職員の範囲）

第三十四条　準用通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち厚生労働省令で定めるものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合に法第十八条第二項若しくは第十九条第二項の規定により定められた退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

第三十五条　準用通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、別記様式第一により、機構の理事長に提出して行うものとする。

（内部組織）

第三十六条　準用通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた機構の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現に存する機構の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって、再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

２　直近七年間に存し、又は存していた機構の理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるものであって、再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第三十七条　準用通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として厚生労働省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（理事長への再就職の届出）

第三十八条　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする機構の役職員（同項に規定する機構の役職員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。）は、別記様式第二により、機構の理事長に届出をしなければならない。

２　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした機構の役職員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三により、その旨を機構の理事長に届け出なければならない。

３　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした機構の役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、別記様式第四により、その旨を機構の理事長に届け出なければならない。

４　準用通則法第五十条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名

二　機構の役職員の地位

三　再就職の約束をした日以前の機構の役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する機構の役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）

四　再就職の約束をした日

五　離職予定日

六　再就職予定日

七　再就職先の名称及び連絡先

八　再就職先の業務内容

九　再就職先における地位

十　離職後の就職の援助（最初に機構の役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

（理事長による報告）

第三十九条　準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

（他の省令の準用）

第四十条　次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十九条第一項第六号

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項及び第四十三条

三　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第三項、第十条の六第一項、第十条の七並びに第十四条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十二条

五　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号

六　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条から第二十六条まで及び第四十九条

七　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

八　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）第一条第一項

九　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百二十六条第一項及び第百四十条の十五第一項

十　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第二十条

十一　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第二十条

２　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚醒剤取締法施行規則第二十三条第二項	主務大臣	国立健康危機管理研究機構
医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	国立健康危機管理研究機構
歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十条	所管大臣	国立健康危機管理研究機構

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（設立委員による業務方法書の作成等に係る経過措置）

第二条　第六条の規定は、法附則第三条第二項の規定により設立委員が作成する業務方法書についても適用する。

（最初の中期計画の認可申請に係る経過措置）

第三条　この省令の施行の日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係る第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「令和七年四月一日以後最初の中期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

（理事長による報告に係る経過措置）

第四条　令和七年度の準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告に係る第三十九条の規定の適用については、同条中「当該年度の前年度にされた」とあるのは「令和六年度にされた、法附則第二十条の規定により読み替えて適用される」と、「同年度に講じた」とあるのは「令和六年度の国立研究開発法人国立国際医療研究センターに係る」とする。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

第五条　国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）の解散の日の前日を含む事業年度（附則第十条において「センターの最終事業年度」という。）及び中長期目標の期間に係る業務の実績に関する評価については、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号。以下「高度専門医療国立研究開発法人省令」という。）第五条の規定は、なおその効力を有する。

（財務諸表等に関する経過措置）

第六条　機構が法附則第十六条第七項の規定により行う、国立国際医療研究センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る独立行政法人通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、高度専門医療国立研究開発法人省令第十条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。

（承継時の償却資産に関する経過措置）

第七条　法附則第十二条第二項及び第十七条第一項の規定により政府から出資があったものとされた償却資産については、第二十六条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

（内部組織に係る経過措置）

第八条　法附則第二十条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下この条及び次条において「附則準用通則法」という。）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧国立国際医療研究センター（法附則第十六条第一項の規定により解散した国立国際医療研究センターをいう。以下この条において同じ。）の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、旧国立国際医療研究センターの理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「解散時内部組織」という。）であって、附則準用通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者（離職後二年を経過した者を除く。以下この条において「再就職者」という。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　法の施行の日の前日前に存していた解散時内部組織において当該再就職者が行っていた業務を、当該再就職者の離職後、他の解散時内部組織に在職する者が行っていた場合における前項の規定の適用については、当該他の解散時内部組織について、当該再就職者が離職前五年間に当該解散時内部組織に在職していたものとみなす。

3　附則準用通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものは、現に存する機構の理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（管理又は監督の地位に関する経過措置）

第九条　附則準用通則法第五十条の六第二号に規定する管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に関する経過措置）

第十条　令附則第十条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一　センターの最終事業年度の事業年度末の貸借対照表

二　センターの最終事業年度の損益計算書

三　センターの最終事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

（国立感染症研究所に係る家畜伝染病予防法施行規則の適用に関する経過措置）

第十一条　機構の成立前に家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三条第四号、第二十三条第五号、第二十六条の二第五号、第二十八条第五号、第三十一条第五号又は第三十三条第五号の規定により国立感染症研究所について国に対してした指定であって、法附則第十二条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、家畜伝染病予防法施行規則のこれらの規定により機構に対してした指定とみなす。

（国立感染症研究所に係る感染症法施行規則等の適用に関する経過措置）

第十二条　機構の成立前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の四十四第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の九第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項の規定により国立感染症研究所がした申出、同条第五項の規定により国立感染症研究所が受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立感染症研究所がした提出であって、法附則第十二条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構がした申出、機構が受けた通知又は機構がした提出とみなす。

（国立看護大学校に対して行った認定に関する経過措置）

第十三条　独立行政法人大学評価・学位授与機構が国立国際医療研究センターの国立看護大学校（国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号に規定する施設をいう。以下この条において「センターの国立看護大学校」という。）に置かれる課程に対して行った学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第二項の認定（高度専門医療国立研究開発法人省令附則第三条の規定によりセンターの国立看護大学校に対してした認定とみなされたものを含む。）は、機構の成立後は、学位規則第六条第二項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が機構の国立看護大学校（法第二十三条第一項第十二号に規定する施設をいう。）に置かれる課程に対して行ったものとみなす。

（労働者災害補償保険法施行規則の適用に関する経過措置）

第十四条　機構の成立前に労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十一条第一項の規定により国立国際医療研究センターに対してした指定（高度専門医療国立研究開発法人省令附則第四条の規定により国立国際医療研究センターに対してした指定とみなされたものを含む。）については、機構の成立後は、同項の規定により機構に対してした指定とみなす。

（国立国際医療研究センターに係る感染症法施行規則等の適用に関する経過措置）

第十五条　機構の成立前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十四第一項の規定により国立国際医療研究センターがした申出、同条第五項の規定により国立国際医療研究センターが受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立国際医療研究センターがした提出、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の九第一項の規定により国立国際医療研究センターがした申出、同条第五項の規定により国立国際医療研究センターが受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立国際医療研究センターがした提出又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第一項の規定により国立国際医療研究センターがした申出、同条第五項の規定により国立国際医療研究センターが受けた通知若しくは同条第六項の規定により国立国際医療研究センターがした提出であって、法附則第十六条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法令の規定により機構がした申出、機構が受けた通知又は機構がした提出とみなす。

別記様式第一（第三十五条関係）

再就職者から法令等違反の要求又は依頼を受けた場合の届出

（国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６関連）

年　　月　　日

国立健康危機管理研究機構理事長　あて

国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな） 氏名	国立健康危機管理研究機構における地位

2　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな） 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

3　法令等違反行為の要求又は依頼の内容

別記様式第二（第三十八条第一項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

年　　月　　日

国立健康危機管理研究機構理事長　あて

国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　（ふりがな） 氏　名	
2　国立健康危機管理研究機構における地位	
3　約束前の求職開始日	年　　月　　日 （□　約束前の求職開始日がなかった場合）
4　再就職の約束をした日	年　　月　　日
5　離職予定日	年　　月　　日
6　再就職予定日	年　　月　　日
7　再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称：
	再就職先の連絡先：
8　再就職先の業務内容	
9　再就職先における地位	
10　離職後の就職の援助 （□　離職後の援助がなかった場合）	

（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

備考１　上記の「約束前の求職開始日」とは、国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和七年厚生労働省令第三号）第38条第４項第３号に規定する日をいう。

２　□のついた項目に該当する場合は、□の中にレ点を記入すること。

別記様式第三（第三十八条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

（国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

年　　月　　日

国立健康危機管理研究機構理事長　あて

氏名

年　　月　　日付けの国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定に基づく届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

国立健康危機管理研究機構における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	年　月　日
	変更後	年　月　日
再就職予定日	変更前	年　月　日
	変更後	年　月　日
再就職先の名称及び連絡先	変更前	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
	変更後	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第四（第三十八条第三項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

（国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

年　　月　　日

国立健康危機管理研究機構理事長　あて

氏名

年　　月　　日付けの国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第43条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項の規定に基づく届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。

○国土交通省令第二号

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）の一部及び測量法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第五号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十八条第一項（同法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条の四第一項、第五十一条の八、第五十一条の十二第二項第四号、第五十一条の十六、第五十四条、第五十六条の二第三項及び第五十六条の四第二項並びに測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量（第一条の二―第六条） 第三章　測量士及び測量士補の登録（第七条―第九条） 第四章　測量に関する専門の養成施設（第九条の二―第九条の十五） 第五章　測量士試験及び測量士補試験（第九条の十六―第十条の三） 第六章　測量業者（第十一条―第十八条） 附則	
第一章　総則	
（測量標の形状） **第一条**　（略）	（測量標の形状） **第一条**　（略）
第二章　基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量	
（土地の立入りの身分証明書の様式） **第一条の二**　（略）	（土地の立入りの身分証明書の様式） **第一条の二**　（略）
（基本測量の測量成果の公開等の請求に係る手続） **第三条**　法第二十八条第一項（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、別表第三の様式による請求書を国土地理院の長に提出しなければならない。 （削る） （法第二十八条第一項第二号の国土交通省令で定める電磁的方法） **第三条の二**　法第二十八条第一項第二号（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国土地理院の長が定めるものとする。 一　国土地理院の使用に係る電子計算機と法第二十八条第一項第二号の規定による請求をした者（以下この号において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される方法	（基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手続） **第三条**　法第二十八条第一項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。 ２　前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。 （新設）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三章　測量士及び測量士補の登録

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第四十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を登録申請書に記載しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　事務所又は業務所の名称及び所在地

三　測量士又は測量士補となる資格の種類

四　測量に関する実務の経歴

五　専門とする測量の分野

２　前項の登録申請書の様式は、別表第七（法第五十条第六号又は第五十一条第五号に該当する者にあつては、国土交通大臣が定める様式）のとおりとする。

（資格を証する書類）

第八条　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補となる資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

一　大学（法第五十条第一号に規定する大学をいう。以下同じ。）において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書

二　短期大学等（法第五十条第二号に規定する短期大学等をいう。以下同じ。）において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。第九条の五第一項第二号及び第九条の六第二項第二号において同じ。）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書

三・四　（略）

五　法第五十条第六号又は第五十一条第五号に規定する知識及び技能を有する者であることを証する書類として国土交通大臣が定めるもの

２　法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び前条第一項第四号に規定する実務の経歴を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

（測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項）

第八条の二　測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項は、次条第一項の規定による国土地理院の長の審査の結果測量士又は測量士補となる資格を有することの確認を受けた者について、第七条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号とする。

２　測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第八の二のとおりとする。

（新設）

（測量士及び測量士補の登録申請書の様式）

第七条　令第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

（新設）

（資格を証する書類）

第八条　法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

一　法第五十条第一号に規定する大学において、令第十四条第一項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書

二　法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書

三・四　（略）

（新設）

２　法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び令第十条第一項第四号に規定する実務の経歴を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

（新設）

（測量士及び測量士補の登録）

第八条の三　国土地理院の長は、第七条第一項の登録申請書の記載事項を審査して、法第四十九条第一項の規定により登録を申請した者が法第五十条又は第五十一条に規定する資格を有することを確認したときは、遅滞なく、測量士名簿又は測量士補名簿にそれぞれ測量士又は測量士補の登録をしなければならない。

２　国土地理院の長は、前項の登録をした場合においては、直ちに、その旨を当該登録を申請した者に通知しなければならない。

（測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項の変更の届出）

第八条の四　測量士又は測量士補は、その登録を受けた後、測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

（大学等において修める測量に関する科目）

第八条の五　法第五十条第一号及び第五十一条第一号に規定する測量に関する科目は、土木工学科、農業土木学科、林学科、採鉱学科若しくはこれらに相当する学科における測量学又は天文学科、地球物理学科、物理学科、数学科、地理学科、地質学科若しくはこれらに相当する学科を専修する者についてのこれらの科目とする。

２　法第五十条第二号及び第五十一条第二号に規定する測量に関する科目は、土木科、農業土木科、林科、採鉱科又はこれらに相当する科における測量学とする。

（死亡等の届出）

第九条　測量士又は測量士補が、法第五十二条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、本人又は相続人は、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

第四章　測量に関する専門の養成施設

（登録の申請）

第九条の二　法第五十条第三号又は第四号の登録（以下この条（第三号を除く。）において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　別表第九の上欄に掲げる実習機器の数量

七　教員の氏名、経歴及び次条に規定する測量に関する科目のうち担当する科目並びに専任教員（法第五十一条の四第一項第三号に規定する専任教員をいう。以下同じ。）又は第九条の六第一項第二号に規定する主任専任教員にあつてはその旨（専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第八の三の一の項第五号及び同表の二の項第四号に掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同表の一の項第六号並びに同表の二の項第五号及び第六号に掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「地図分野」という。）をいう。以下同じ。）を教授することができる者にあつては、その旨及び教授する専門分野の別（測地分野又は地図分野の別をいう。）を含む。）

八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（測量士名簿及び測量士補名簿の様式）

第九条　令第十一条第二項の規定による測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第九のとおりとする。

（新設）

（登録の申請）

第九条の二　法第五十条第三号又は第四号の登録（以下この条（第三号を除く。）において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　法別表第二の上欄に掲げる実習機器の数量

七　教員の氏名、経歴及び担当授業科目並びに主任専任教員及び専任教員にあつてはその旨（専任教員のうち、専門分野を教授することができる者にあつては、その旨及び教授する専門分野の別（測地分野又は地図分野の別をいう。）を含む。）

八　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　専任教員が第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び第九条の六第一項第二号に規定する主任専任教員が同条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三～八　（略）

（養成施設において講義及び実習を行う測量に関する科目）

第九条の三　法第五十一条の四第一項第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目は、法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第八の三の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げるとおりとする。

（実習機器）

第九条の四　法第五十一条の四第一項第二号の国土交通省令で定める機器は、別表第九の上欄に掲げる実習機器とし、同号の国土交通省令で定める数量は、同欄に掲げる実習機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

（専任教員の要件等）

第九条の五　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかとする。

一　大学において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、法第四十九条第一項に規定する測量士の登録（次号及び次条第二項において「測量士の登録」という。）を受けているものであること。

二　短期大学等において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

三　前二号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有するものであること。

２　専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

（専任教員のうち国土交通省令で定める者）

第九条の六　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　専門分野を教授することができる者

二　主任専任教員（専門分野を統括し、かつ、別表第八の三に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者であつて、次項に規定する要件に該当するものをいう。次条第三号において同じ。）

２　前項第二号の要件は、次の各号のいずれかとする。

一　大学において、第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち自己が教授する分野である測地分野又は地図分野（以下この号及び次号において「担当分野」という。）に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

二　短期大学等において、第八条の五第二項に規定する測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているものであること。

三　前二号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有するものであること。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　専任教員が法第五十一条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び主任専任教員が法第五十一条の六各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三～八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（専任教員の人数）

第九条の七　法第五十一条の四第一項第三号の国土交通省令で定める人数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

一　専任教員　二人（法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては、百人を超え百五十人を超えない範囲内の定員を有する養成施設は三人、百五十人を超える定員を有する養成施設は、三人にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一人を加えた人数とし、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、五十人を超え百五十人を超えない範囲内の定員を有する養成施設は、二人にその五十人を超える数が五十人までを増すごとに二人を加えた人数、百五十人を超える定員を有する養成施設は、六人にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに二人を加えた人数とする。）

二　専門分野を教授することができる者　専任教員のうち測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人

三　主任専任教員　専任教員のうち一人

第九条の八　（略）

（登録の更新）

第九条の九　第九条の二から前条までの規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

（養成業務の実施基準）

第九条の十　法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　測量士補養成施設にあつては別表第八の三の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。

八～十　（略）

（業務規程の記載事項）

第九条の十一　法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第九条の十五第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項

五　（略）

2　（略）

第九条の十二・第九条の十三　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第九条の十四　法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

一　（略）

（新設）

第九条の三　（略）

（登録の更新）

第九条の四　前二条の規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

（養成業務の実施基準）

第九条の五　法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　測量士補養成施設にあつては法別表第一の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。

八～十　（略）

（業務規程の記載事項）

第九条の六　法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第九条の十第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項

五　（略）

2　（略）

第九条の七・第九条の八　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第九条の九　法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　（略）

（帳簿）

第九条の十五　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録養成施設において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十一条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録養成施設設置者は、法第五十一条の十六に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、養成業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第五章　測量士試験及び測量士補試験

（測量士試験）

第九条の十六　法第五十条第五号に規定する測量士試験は、同条第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、別表第八の三の一の項第八号並びに同表の二の項第一号及び第四号から第八号までに掲げる科目について行う。

（測量士補試験）

第九条の十七　法第五十一条第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、別表第八の三の一の項第一号及び第五号から第八号までに掲げる科目について行う。

（試験の方法）

第九条の十八　法第五十条第五号に規定する測量士試験及び法第五十一条第四号に規定する測量士補試験（以下「各試験」という。）は、それぞれ第九条の十六又は前条に規定する科目につき、筆記試験若しくは実地試験により、又は両者を併用して実施する。

（試験の施行）

第九条の十九　各試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日、場所その他各試験の施行に関して必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（受験願書の提出）

第十条　各試験を受けようとする者は、写真を添え、当該各試験の受験願書を国土地理院の長に提出しなければならない。

2　前項の受験願書の様式は、別表第十のとおりとし、同項の写真の様式は、別表第十の二のとおりとする。

（合格証書等）

第十条の二　国土地理院の長は、各試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格証書を交付する。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　（略）

（帳簿）

第九条の十　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録養成施設において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十一条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録養成施設設置者は、法第五十一条の十六に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、養成業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（受験願書並びに履歴書及び写真の様式）

第十条　令第二十二条の規定による受験願書の様式は、別表第十のとおりとし、履歴書及び写真の様式は、別表第十の二のとおりとする。

（新設）

（不正手段による受験者に対する措置）

第十条の三　国土地理院の長は、不正の手段によつて各試験を受けようとし、又は受けた者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

第六章　測量業者

（更新の登録の申請）

第十一条　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の六　法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の七　令第十条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の八　法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の九　令第十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（権限の委任）

第十八条　法第六章及び令第九条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、第五十七条、第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

（更新の登録の申請）

第十一条　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の六　法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の七　令第二十八条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第二十八条の二第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第十六条の八　法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第十六条の九　令第二十八条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　令第二十八条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

（権限の委任）

第十八条　法第六章及び令第二十八条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、法第五十七条、法第五十七条の二第二項及び法第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

別表第三（第三条関係）

測量成果又は測量記録の交付又は提供に係る請求書

測量法第２８条の規定により下記のとおり測量成果又は測量記録の交付又は提供に係る請求をします。

令和　　年　　月　　日

請求者　住　所
　　氏　名

国土地理院長　殿

使　用　目　的					
交付又は提供先	〒 電話番号 電子メールアドレス				
測量成果又は測量記録の種類	書面交付又は電磁的記録の提供の別	数量	手数料		
			単価	小計	
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
	書面交付（　謄本　抄本　） 電磁的記録の提供				
計					
収入印紙貼付欄　（消印してはならない）					

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

記載要領　①　「書面交付又は電磁的記録の提供の別」欄は、請求する測量成果又は測量記録の種類ごとに、「書面交付」又は「電磁的記録の提供」のうち希望するものを○で囲むこと。また、書面によって作成された測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を請求する場合は、「謄本」又は「抄本」のうち希望するものを○で囲むこと。
②　郵送による受取を希望する場合は、別に送料分の切手を添えて請求すること。
③　書面交付を請求する場合は、電子メールアドレスの記載は不要とする。

別表第三（第三条関係）

測量成果　謄本
　　の　　交付申請書
測量記録　抄本

測量成果　謄本
測量法第２８条の規定により下記のとおり　　の　　の交付を申請します。
測量記録　抄本

令和　　年　　月　　日

申請者　住　所
　　氏　名

国土地理院長　殿

使　用　目　的						
郵送のときのあて先	〒 TEL					
測量成果又は測量記録の種類	該当する５万分の１地形図名	謄本又は抄本	数量	手数料		
				単価	小計	
計						
収入印紙貼付欄　（消印してはならない）						

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

記載要領　①　測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。
②　郵送希望のときは、別に郵便切手を添えること。
③　地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。

別表第八（第八条関係）

誓　約　書

測量法施行規則第７条第１項第４号の規定による測量に関する実務の経歴の記載は真実であることを誓約します。

令和　年　月　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国土地理院長殿

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

別表第八（第八条関係）

誓　約　書

測量法施行令第10条第１項第４号の規定による測量に関する実務の経歴の記載は真実であることを誓約します。

令和　年　月　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国土地理院長殿

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

別表第八の二（第八条の二関係）　（略）

別表第八の三（第九条の二、第九条の三、第九条の六、第九条の十、第九条の十六、第九条の十七関係）

項	測量に関する科目
一	一　測量に関する法規
	二　測量に関する数学
	三　測量に関する情報処理
	四　測量学概論
	五　測地測量
	六　測図測量
	七　応用測量
八	その他の測量関連科目
二	一　測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
	二　測量に関する基礎理学
	三　測量に関する基礎工学
	四　測地測量
	五　測図測量
	六　三次元点群測量
	七　応用測量
	八　地理情報システム
	九　測量に関する課題研究
十	測量実務

別表第九（第九条の二、第九条の四関係）

実習機器	数量
セオドライト又はトータルステーション	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、十五式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに十式を加えた数量）
レベル又は電子レベル	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、十五式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに十式を加えた数量）
全球測位衛星システム測量機	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
電子平板	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
デジタルステレオ図化機	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一台にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一台を加えた数量）

別表第九（第九条関係）　（略）

（新設）

（新設）

イメージスキャナ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一台にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一台を加えた数量）
地理情報システム	一式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
レーザスキャナ	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）

備考　法第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては、地理情報システム及びレーザスキャナを有することを要しない。

別表第九の二（第九条の十関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する数学	七十五	（略）	
（略）			
授業時数 測地測量	百五	百五	
授業時数 測図測量	百五	百五十	
（略）			
授業時数 その他の測量関連科目			百二十
総授業時数	九百		
（略）			

別表第九の三（第九条の十関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する基礎工学	七十五	（略）	

別表第九の二（第九条の五関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する数学	百二十	（略）	
（略）			
授業時数 三角測量	百二十	百二十	
授業時数 多角測量			
授業時数 汎地球測位システム測量			
授業時数 水準測量	三十	三十	
授業時数 地形測量	六十	六十	
授業時数 写真測量	六十	六十	
授業時数 地図編集	四十五	四十五	
（略）			
授業時数 その他の測量関連科目			二百十
総授業時数	千二百		
（略）			

別表第九の三（第九条の五関係）

測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
（略）			
測量に関する基礎工学	九十	（略）	

別表第九の四（第九条の十関係）

授業時数												
測地測量	九十	七十五	（略）									
測図測量	六十	六十										
三次元点群測量	三十	三十										
応用測量	四十五	六十	（略）									
地理情報システム	六十	（略）										
測量に関する課題研究			九十									
測量実務	四十五	十五										
総授業時数	九百											

（略）

別表第九の五（第九条の十関係）

項	測量に関する科目	専門分野	授業時数
一	測地測量	（略）	百五
	測図測量	（略）	百二十八
二	測地測量	（略）	八十三
	測図測量及び三次元点群測量	（略）	九十
	地理情報システム及び測量に関する課題研究	（略）	百五

実習機器	性能
セオドライト又はトータルステーション	（略）

別表第九の四（第九条の五関係）

授業時数												
測地測量	百三十五	六十	（略）									
地形測量	四十五	十五										
写真測量	百二十	六十										
地図編集	十五	十五										
応用測量	九十	三十	（略）									
地理情報システム	百二十	（略）										
測量に関する課題研究			百五十									
測量に関する表現技術				十五								
測量実務	六十	十五										
総授業時数	千二百											

（略）

別表第九の五（第九条の五関係）

項	測量に関する科目	専門分野	授業時数
一	三角測量、多角測量、汎地球測位システム測量及び水準測量	（略）	百五十
	地形測量、写真測量及び地図編集	（略）	百六十五
二	測地測量	（略）	九十七
	地形測量、写真測量及び地図編集	（略）	百三十五
	地理情報システム及び測量に関する課題研究	（略）	百六十五

実習機器	性能
セオドライト	（略）

（略）

別表第十（第十条関係）

全球測位衛星システム測量機	距離測定精度が次の式により計算した数値のものＰ＝10＋2×10^{-6}×Ｄ（単位　ミリメートル）（この式において、Ｐは距離測定精度を、Ｄは測定距離を表すものとする。）
電子平板	トータルステーション又は全球測位衛星システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
デジタルステレオ図化機	一対の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、保存及び表示することができるもの
イメージスキャナ	日本産業規格Ａ２の大きさの用紙を用いることができるもの
地理情報システム	地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成、保存、利用、管理、表示、検索、計算及び分析することができるもの
レーザスキャナ	点群データが取得できるもの

令和　年　測量士／測量士補　試験受験願書

×受験番号

私は、測量士／測量士補試験を受験したいので、測量法施行規則第10条第1項の規定により、写真及び関係書類を添えて提出します。

令和　年　月　日

国土地理院長　殿

氏名

①受験区分	測量士 1 / 測量士補 2	②受験地	記入要領(7)の中から記入してください。
③氏名	カタカナで記入（姓と名の間は1文字空けてください。濁点及び半濁点も1文字としてください。）		
	漢字で記入（姓と名の間は1文字空けてください。）		
④生年月日	明治 1 / 大正 2 / 昭和 3 / 平成 4 / 令和 5　年　月　日	⑤性別	男 1 / 女 2
⑥本籍コード		⑦現住所コード	
⑧職業		⑨学歴	
⑩測量士補の登録			

ふりがな
現住所

試験の連絡先（現住所と異なる場合のみ記入してください。）
電話　（　）　E-mail

（記入要領）
標準字体

| | | |

別表第十の二（第十条関係）

（表　面）

11センチメートル　10センチメートル

○　○

令和　年 測量士 / 測量士補 試験写真票

受験地	×受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別
		男 女
		明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生
本籍		都道府県
ふりがな 現住所		
令和　年　月　日撮影		受験区分
（写真欄）		測量士 / 測量士補

・申込前6月以内撮影
・脱帽・正面向
・縦4．5cm×横3．5cm
・本人と確認できるもの
・裏全面にのりをつけること
・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

（切り離してはいけません）

令和　年 測量士 / 測量士補 試験受験票

受験地	×受験番号	受験区分
		測量士 / 測量士補
ふりがな 氏名		
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生	性別 男 女

×(1)　試験日時
令和　年　月　日
測量士試験　時から　時まで
測量士補試験　時から　時まで
（試験開始30分前までに試験室へお入りください。）

×(2)　試験場

裏面の受験心得をよく読んでください。

（切り離してはいけません）

（切り離してはいけません）

14．8センチメートル

令和　年 測量士 / 測量士補 試験収入印紙貼付欄

1　収入印紙の裏全面にのりをつけて剝がれないように貼ってください。消印はしないでください。

2　収入印紙以外のもの（現金・郵便切手又は収入証紙等）を用いないでください。

ふりがな 氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生
受験地	×受験番号	受験区分	測量士 / 測量士補

6センチメートル　15センチメートル

14．9センチメートル

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

別表第十の二（第十条関係）

（表　面）

6センチメートル　15．5センチメートル　9．5センチメートル　10センチメートル

（現住所）　（氏名）

令和　年 測量士 / 測量士補 試験収入印紙貼付欄

1　収入印紙の裏全面にのりをつけてはがれないようにはってください。消印はしないでください。

2　収入印紙以外のもの（現金・郵便切手又は収入証紙等）を用いないでください。

（切り離してはいけません）

受験地	×受験番号	受験区分
		測量士 / 測量士補

令和　年 測量士 / 測量士補 試験写真票

受験地	×受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別
		男 女
		明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生
本籍		都道府県
ふりがな 現住所		
令和　年　月　日撮影		受験区分
（写真欄）		測量士 / 測量士補

・申込前6月以内撮影
・脱帽・正面向
・縦4．5cm×横3．5cm
・本人と確認できるもの
・裏全面にのりをつけること
・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

（切り離してはいけません）

令和　年 測量士 / 測量士補 試験受験票

受験地	×受験番号	受験区分
		測量士 / 測量士補
ふりがな 氏名		
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生	性別 男 女

×(1)　試験日時
令和　年　月　日
測量士試験　時から　時まで
測量士補試験　時から　時まで
（試験開始30分前までに試験室へお入りください。）

×(2)　試験場

裏面の受験心得をよく読んでください。

14．8センチメートル

（裏　面）

10センチメートル　9．5センチメートル　15．5センチメートル

必ずこの欄に円切手をはってください。

郵便はがき　□□□－□□□□

（現住所）

（氏名）　㊞

（提出人）　茨城県つくば市北郷１番　国土地理院

受験心得

1　当日は、受付の際に受験票を提示してから試験室に入室してください。

2　持参するもの
測量士試験［　　］
測量士補試験［　　］

3　時間以上の遅刻者は、受験を拒否します。また試験係員の指示に従わない者に対しては、受験を拒否することがあります。

4　受験番号、試験日時、試験場の記載が不鮮明な場合は、直ちに申し出てください。

5　受験願書記載事項の変更（特に現住所）及び試験に関する照会等には、必ず受験区分、受験地、受験番号を付して申し出てください。

6　試験会場への直接照会は、一切お断りします。

記入心得

1　記入にはすべて青又は黒インク（ボールペンでも可）を用い、かい書でていねいに記入してください。

2　×印の欄は、記入しないでください。

3　※印の欄は、測量士試験の受験者のみ記入してください。

4　数字は算用数字を、ふりがなはひらがなを用いてください。

5　受験区分、性別の欄は、該当事項を○で囲んでください。

6　氏名は戸籍に記載されている文字を用いてください。

7　本籍の欄は、都道府県名のみ記入してください。

8　現住所は必ず連絡のとれるように詳しく記入してください。特に同居人の場合は同居先を必ず記入してください。

9　「卒等の別」の欄は、「㊴」「２学年 在学 」のように記入してください。

10　職歴の欄は、職歴のない場合は「職歴なし」と記入してください。

履歴書

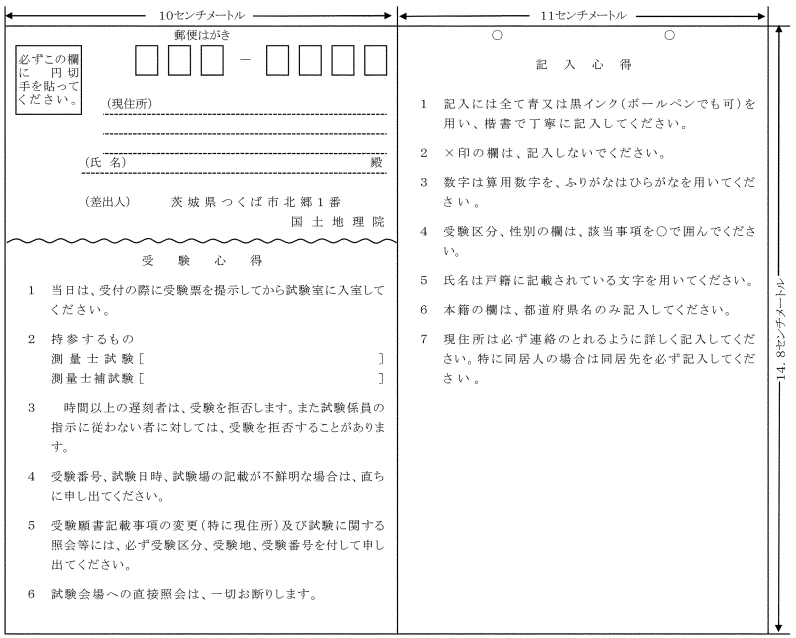
ふりがな 氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生
本籍	都道府県	現住所の電話番号	（　）
現住所			
学歴（最終のもの）			

学校名	学部科名	所在地(町村まで)	期間	卒等の別
			年　月 ～ 年　月	卒 / 学年在学
※測量士補試験	年　月　日合格	合格番号第　号		
※測量士補登録	年　月　日登録	登録番号第　号		

職歴			
期間	勤務先（部課名まで記入してください。）	職務内容	測量に従事した期間
年　月　日から 年　月　日まで			年　月

14．8センチメートル

（裏面）



別表第十二（第十四条関係）添付書類（イ）～（ホ）　（略）

別表第十二（第十四条関係）添付書類（ク）

添付書類（ヘ）（法第55条の3第5号）

誓　約　書

(1)　登録申請者

(2)　登録申請者の役員　　が測量法第55条の6第1項第1号から第7号までの

(3)　登録申請者の法定代理人

各号に該当しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

登録申請者

地方整備局長
北海道開発局長　殿

記載要領

「(2)登録申請者の役員」及び「(3)登録申請者の法定代理人」については、不要のものを消すこと。

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

別表第十二（第十四条関係）添付書類（ト）　（略）

別表第十二（第十四条関係）添付書類（イ）～（ホ）　（略）

別表第十二（第十四条関係）添付書類（ク）

添付書類（ヘ）（法第55条の3第5号）

誓　約　書

(1)　登録申請者

(2)　登録申請者の役員　　が測量法第55条の6第1項第1号から第5号までの

(3)　登録申請者の法定代理人

各号に該当しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

登録申請者

地方整備局長
北海道開発局長　殿

記載要領

「(2)登録申請者の役員」及び「(3)登録申請者の法定代理人」については、不要のものを消すこと。

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

別表第十二（第十四条関係）添付書類（ト）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）第三条の規定による改正後の測量法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十八条の規定は、施行日以後にされる新法第二十八条第一項（新法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の請求に係る手続について適用し、施行日前にされた改正法第三条の規定による改正前の測量法（以下この条において「旧法」という。）第二十八条第一項（旧法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第二項の申請に係る手続については、なお従前の例による。

第三条　改正法附則第四条の規定により新法第五十条第三号又は第四号の登録を受けたものとみなされる養成施設において施行日前に開始された養成業務に係る新法第五十一条の八の規定の適用については、当該養成業務が終了するまでの間は、なお従前の例による。

（測量法施行令及び測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に測量法施行令の一部を改正する政令による改正前の測量法施行令（次条及び附則第六条において「旧施行令」という。）第十二条第一項の規定によりされている測量士又は測量士補の登録は、この省令による改正後の測量法施行規則（以下「新施行規則」という。）第八条の三第一項の規定によりされた測量士又は測量士補の登録とみなす。

第五条　この省令の施行の際現に旧施行令第十三条又は第十六条の規定によりされている届出は、それぞれ新施行規則第八条の四又は第九条の規定によりされた届出とみなす。

第六条　令和七年に行われる各試験においては、施行日前に旧施行令第二十二条の規定により提出された各試験のこの省令による改正前の測量法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）別表第十による受験願書及び旧施行規則別表第十の二による写真の様式は、新施行規則第十条第一項の規定により提出された当該各試験の新施行規則別表第十による受験願書及び新施行規則別表第十の二による写真の様式とみなす。

（測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に提出されている旧施行規則別表第八による経歴の記載が真実であることを誓約する書面は、新施行規則別表第八による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とみなす。